

参考資料

令和4年度 第1回小樽市地域公共交通活性化協議会

地域内フィーダー系統確保維持計画（生活交通確保維持改善計画）について

- 小樽市内では、令和3年度から、市内バス路線の維持に国庫補助を活用しているが、この補助を活用するには、毎年、協議会で地域内フィーダー系統確保維持計画を作成し、国から承認を得る必要がある。
- 今年度は、資料1の令和5年度小樽市地域内フィーダー系統確保維持計画案について、本協議会の承認を経た上で、国へ提出。
- 「フィーダー」とは、「幹線」に接続する「支線」のこと。小樽市では「市内完結のバス路線」全てがフィーダー路線に該当。
- 「幹線」とは、「小樽と他地域を結ぶ路線」（鉄道や小樽・積丹間などのバス路線）のこと。
- 本維持計画では、市内完結26路線（運休中除く）から国庫補助要件を満たす路線を抽出し、記載するもの。
- 令和5年度計画（対象期間：R4.10-R5.9）については、令和4年6月末までに提出し、令和5年9月の補助年度終了後、11月末までに計画掲載路線中、赤字路線について補助金交付申請を行う。

補助内容

- 補助対象事業者
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額

※ 令和6年度まではバス事業者も対象

経常費用

補助対象経費

経常収益

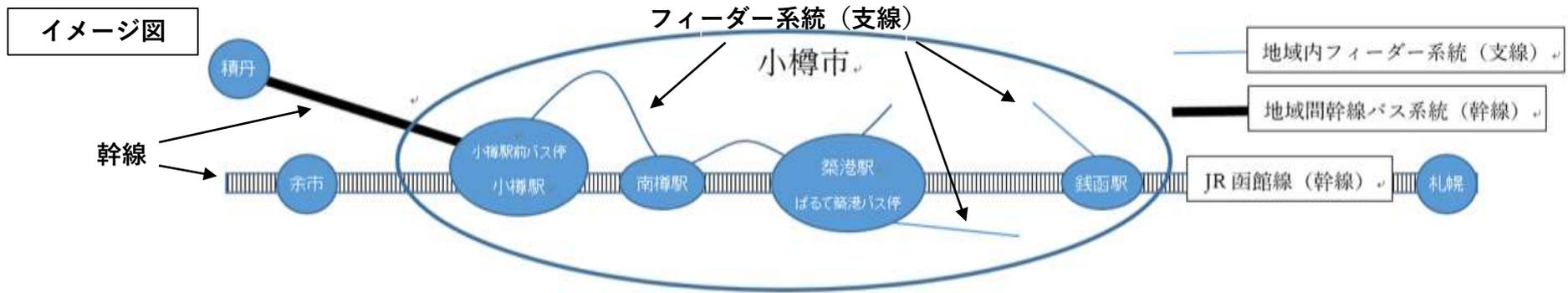
欠損

<補助対象経費算定方法>

経常費用
(事業者のキロ当たり経常費用 × 系統毎の実車走行キロの実績)

経常収益
(系統毎の運送収入、運送雑収及び営業外収益の実績)

- 補助率
1/2
- 主な補助要件
都道府県または市町村が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、
 - ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者(※)、自家用有償旅客運送者による運行であること
 - (※)過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る。
 - ・補助対象地域間幹線バス系統を補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
 - ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
 - ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
 - ・乗車人員が2人/1回以上であること
(路線不定期運行、区域運行及び乗用タクシーによる運行を除く。)
 - ・経常赤字であること



R4年度地域公共交通活性化事業 「地域公共交通SNS戦略事業」

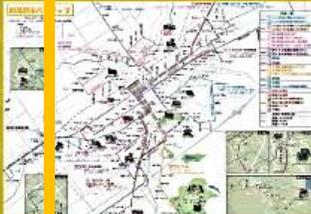
小樽市地域公共交通網形成計画の基本方針に基づく施策として、北海道科学大学との連携によりSNSの情報発信を行うことで、公共交通の利用促進を図り、利用者の増による交通事業者の経営の安定化を図る。

地域公共交通網形成計画
基本方針に基づく施策 4
利用促進策の展開

本当に効果があるものを、
行政が作れるのか？

《第7章 基本方針に基づく施策内容》

④ 地域公共交通の利用促進策の展開

目	内容等
要	公共交通の利用者増加を目的に、市民における公共交通未利用者の掘り起こしや現公共交通利用者の更なる利便性の向上、外国人等の観光客のバス利用を推進する。
	<p><想定事業></p> <p>① SNS等による地域公共交通情報の発信</p> <p>事業例1) 地域公共交通に関する情報提供の多言語化の実施</p> <p>事業例2) 地域公共交通マップの作成・配信</p> <p>事業例3) 転入者等への地域公共交通に関する情報提供の実施</p>  <p>▲市内を運行する公共交通を取りまとめたマップの事例 (出典：岩見沢市)</p> <p>② 観光利用を誘発する地域公共交通の運行内容の見直しの検討</p> <p>③ 企画乗車券等による利用促進策の検討</p> <p>事業例1) 企画乗車券の検討</p> <p>事業例2) 環境定期券の検討</p> <p>▼環境定期券制度の事例 (出典：静岡県沼津市)</p>  <p>④ 分かりやすい運行系統の表示</p>
主体	市民、交通事業者、行政
時期	令和元年度以降検討 (検討状況に応じて随時実施)、 公共交通網形成の作成は随時的に実施



との共同プロジェクト

2016年5月地域連携協定締結

メディアデザイン学科 プロジェクト型授業

専門課程では企業・団体や自治体と連携しプロジェクト型授業を展開しています。例えば「クリエイティブディレクション」シリーズでは、イベントやグッズなどの企画立案・政策を通じて、デザインによる社会や文化への貢献を考えます。(北海道科学大HPより)

2 SNSを活用した情報発信

- YouTube、Instagramなどによる話題性創出。
- アニメのラッピングバスなどの企画。
- インフルエンサーによる情報発信。
- もとからあるレトロな素材を生かした、バス旅行の提案。 など



1 ターゲットの検討

- インバウンド需要から国内需要へのターゲットの切り替え。
- 移動手段だけではなく、乗ること自体に価値を持たせる。

珍しく、面白い企画を
マスコミに提供

3 メディアへの
広報活動

- 共同研究について、大学、市の広報を通じ、マスコミへ情報発信。
- キャラクターやロゴなどの作成。

地域内フィーダー系統確保維持計画に掲載する対象路線の選定方法について

○対象路線の選定要件（①～③を全て満たす路線を選定）

- ①フィーダー系統路線である
- ②2か年連続黒字路線ではない（R3とR4見込のどちらか赤字）
- ③令和4年度計画に掲載している、または令和3年度に小樽市の補助を受けていない

○小樽市内完結路線（運休中の路線を除く26路線）

路線名	R5 計画掲載路線	①	②	③
奥沢		○		○
望洋台		○		○
最上		○		○
山手		○		○
天狗山ロープウェイ		○		
小樽商大		○	○	
梅源		○		
おたもい	◎	○	○	○
塩谷	◎	○	○	○
赤岩		○		○
祝津	◎	○	○	○
ばるて築港	◎	○	○	○
小樽ベイビュータウン	◎	○	○	○
山手中通	◎	○	○	○
奥沢ばるて築港		○		○
新光・ばるて築港	◎	○	○	○
最上・ばるて築港	◎	○	○	○
おたもい・ばるて築港		○		○
赤岩・ばるて築港		○		○
望洋台・ばるて築港		○		
小樽市内本線		○		
小樽市内本線（桜町）		○		
おたる水族館線	◎	○	○	○
朝里川温泉	◎	○	○	○
銭函・桂岡	◎	○	○	○
小樽・桂岡	◎	○	○	○

小樽築港駅前バス停の移設要望について

参考資料 2

1. これまでの経過について

◎平成26年8月に山側のバス停を現在地へ移設して以来、バス停が駅から遠いとの声が多数寄せられていた。
◎本バス停は、鉄道とバスの交通結節点に位置し、よりスムーズな乗換が可能になることが望まれている。
◇市では、本バス停の移設を小樽市地域公共交通網形成計画に基づく公共交通の利便性向上策と位置付け、これまで関係機関と様々な検討を行ってきた。

2. 令和3年度の活動について

～令和3年8月

市と関係機関との協議・検討を行い、市営住宅3号棟前にバス停を移設する案を取りまとめ。

令和3年10月

第1回小樽築港駅前の交通環境検討協議会を開催。
(出席団体) 若竹町会、東小樽町会、小樽水産高等学校、潮見台小学校、桜小学校、小樽開発建設部、小樽警察署、北海道中央バス(株)、市

令和3年12月～令和4年1月

市民意見の募集・取りまとめ

令和4年2月～

検討協議会で出された意見や市民から多く寄せられた現バス停の存続を求める要望を踏まえ、市として、既存バス停を存続するとともに、市営住宅3号棟前にバス停を新設する案を取りまとめ、横断歩道や信号機の移設、歩道橋の撤去、市道と国道の合流部分の安全対策などについて、関係機関と協議を継続中。



バス停新設案

- ① 小樽駅方面のバス停は、既設横断歩道橋を撤去し設置(新設)する。
- ② 横断歩道を現在の札幌方面のバス停箇所に移設し、札幌方面のバス停を札幌側に移設する。
- ③ 市道から国道に合流する車両対策を検討する。

南小樽駅バリアフリー化事業の実施

平成30年度	調査・設計 多機能トイレ新設		
令和元年度	ホーム嵩上げ この線橋新設 この線橋桁製作	旅客上家新設 既設旅客上家撤去	電気設備新設 電気設備支障移転
令和2年度	この線橋新設	既存この線橋撤去	電気設備新設 電気設備支障移転 音響案内装置 列車接近警報装置
令和3年度	ホーム撤去	ホーム撤去	電気設備新設 誘導警告ブロック 触知図 EV新設
令和4年度	電車線復元	EV新設	電気設備新設

【凡例】※予算を繰越している関係上、2カ年にまたがって施工
南小樽駅バリアフリー化 全体計画図

- H30～R1年度実施事業
- R1～2年度実施事業
- R2～3年度実施事業
- R3～4年度実施事業 ※施工中
- R4年度実施事業 ※施工中

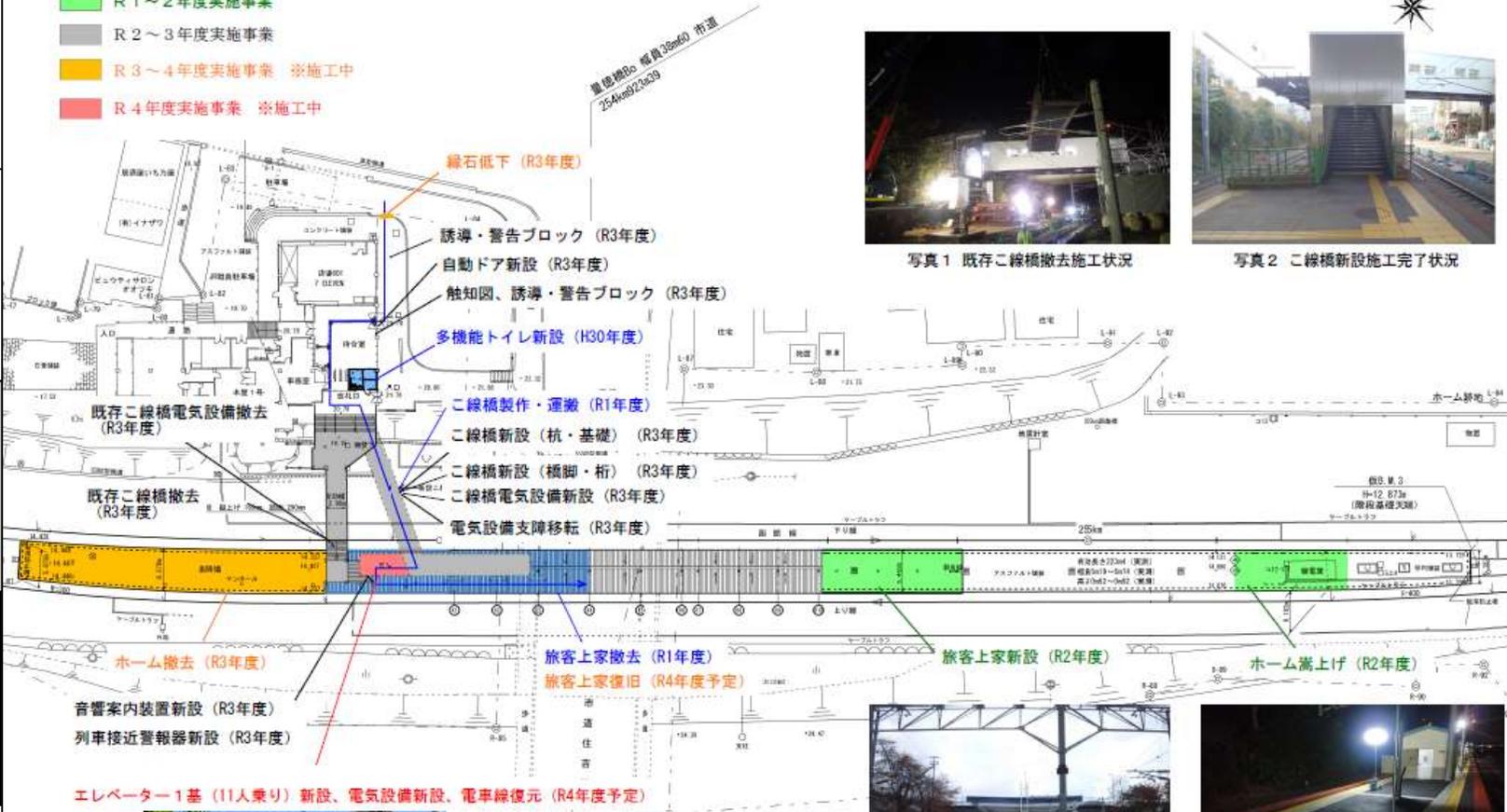


写真1 既存この線橋撤去施工状況



写真2 この線橋新設施工完了状況



写真3 旅客上家新設完了状況



写真4 ホーム嵩上げ完了状況



R4.5月現在の南小樽駅



工事着工前の南小樽駅

小樽市公共交通事業者等支援金（第3弾）のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けているバスやタクシーなどの交通事業者に支援金を支給し、事業の継続を支援します(第3弾)。

対象

次の要件のいずれにも該当し、今後も営業を継続する意思のある交通事業者

① 下記のいずれかの事業者

・道路運送法第4条の許可を受け、次のア～ウに掲げるいずれかの事業を営み、令和3年10月1日現在、小樽市内に本社又は営業所等を置く法人又は個人事業主

ア 一般乗合旅客自動車運送事業

イ 一般貸切旅客自動車運送事業

ウ 一般乗用旅客自動車運送事業（ただし、福祉輸送事業限定の事業者においては、訪問介護に附帯する移送サービスを行う事業者又は居宅介護若しくは重度訪問介護に附帯する移送サービスを行う事業者を除く。）

② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和3年4月から令和3年9月までのいずれかの月の売上げが、前年（前々年）比30%以上減少している事業者

※開業してから1年未満の新規創業者のため前年（前々年）同月と比較が困難な場合は、該当する月以前の比較可能な月で比較を行います。詳しくはご相談ください。

支給額

（基本額） ・法人→登録する事業用車両2台以上20万円、1台は10万円
・個人→10万円

（加算額） ・バス → 1台につき5万円
・タクシー→ 1台につき1万円

※令和3年10月1日時点で市内の本社又は営業所等における登録車両台数

※加算額は、登録する事業用車両が2台以上の法人にのみ加算します。

申請期間・方法

【申請期間】 令和3年10月6日（水）～11月22日（月）

【申請方法】 原則、郵送により提出願います。

※感染拡大防止の観点から、混雑による人の密集を避けるため、ご協力をお願いします。

申請書類

◆申請書……小樽市ホームページからダウンロードすることができます。

◆添付書類……申請書のほか、対象要件を満たすことが確認できる書類と通帳の写しが必要です。

・帳簿など、令和3年4月～令和3年9月のいずれかの月と前年（前々年）同月の売上げが分かる書類の写し

（前々年同月と比較する場合は、前々年同月の売上げが分かる書類の写し）

・振込先通帳の写し（表紙の裏面の見開き）※口座名義人カナの記載事項を確認できるページ

提出先・問合せ先（郵送での提出にご協力ください）

〒047-0024 小樽市花園5丁目10番1号

※令和3年5月17日から庁舎が

小樽市建設部 新幹線・まちづくり推進室

旧東山中学校に移転しました。

電話0134-32-4111 内線7480

（裏面もご覧ください）

✉ matizukuri@city.otaru.lg.jp

支給要件等について

▶開業してから1年未満の新規創業者のため、前年同月との売上げ比較ができない場合

⇒該当する月の前月以前の比較可能な月で比較を行います。詳しくはご相談ください。

▶市内で複数の事業を営む事業者や複数の営業所を持つ事業者の場合

⇒今回の支援金は事業者単位での支給を行うことから、市内で複数の事業を営む場合や複数の営業所を持つ場合も、1事業者で1通の申請書を作成ください。なお、登録車両については、合算して申請します。（ただし、売上げが30%以上減少していない事業は合算しません。）

例1) 1事業者で路線バス(30台)と貸切バス(10台)を経営、いずれの事業も該当する場合。

→基本額は1回のみ適用。加算額は両事業の合算となる。

基本額(20万円)と加算額(5万円×40台=200万円)で、合計220万円となります。

例2) 1事業者で路線バス(30台)と貸切バス(10台)を経営、貸切バスのみ該当する場合。

→基本額は1回のみ適用。加算額は貸切バスのみ加算する。

基本額(20万円)と加算額(5万円×10台=50万円)で、合計70万円となります。

▶福祉輸送事業限定の事業者の場合

⇒訪問介護に付随する移送サービスを行う事業者又は居宅介護若しくは重度訪問介護に付随する移送サービスを行う事業者は、本支援金では対象外となります。

▶登録台数を証明する書類は必要?

⇒市から運輸局へ照会しますので、必要ありません。また、10月1日現在の登録台数が分からない場合は、市へお問合せください。

▶新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に休業している場合

⇒新型コロナウイルス感染症の影響により休業している場合も、今後営業を再開する意思があれば対象です。

▶廃業している場合

⇒対象外となります。

▶支援金の使途の制限について

⇒特に制限はありません。

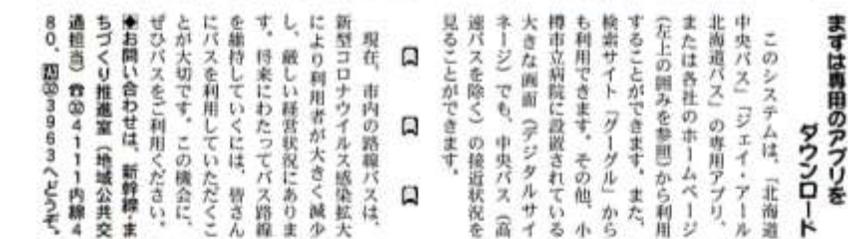
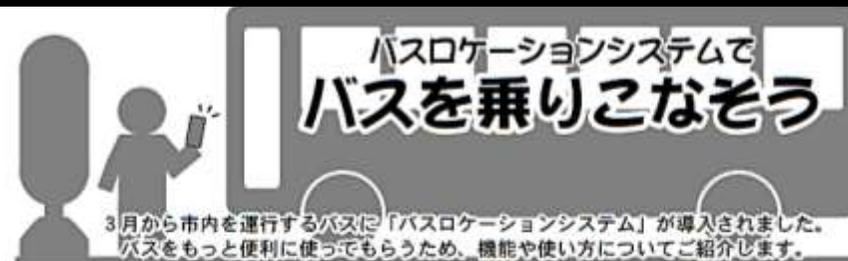
その他

▶申請から支援金支給まで

⇒申請書受理後、書類審査を行い、支給決定兼支給額確定通知書又は不支給決定通知書を申請者に送付します。支給決定された場合は、申請受理後10日から14日程度(土曜、日曜及び祝日を除く。)で支援金を支給します(口座振込)。

1 広報おたる特集記事の概要

- 発行：令和3年4月号、P8 1ページ特集
- タイトル：「バスロケーションシステムでバスを乗りこなそう」
- 内容：バスロケーションシステムの機能や使い方について紹介
- 企画の意図：令和3年3月に市内を運行するバスに導入されたバスロケーションシステムの機能や使い方を紹介した。また、小樽市立病院に設置されたデジタルサイネージを紹介するとともに、バスの利用を呼び掛けた。



バスロケーションシステム周知キャンペーンの実施について

1 キャンペーンの概要

バスロケーションシステムの周知活動を行うことにより、バス未利用者の掘り起こしや利用者の更なる利便性の向上、観光客のバス利用の促進を図るため、パンフレットや啓発グッズを作成（2500セット）し、配布した。

実施日：令和4年3月8日（火）

場 所：長崎屋小樽店1階公共プラザ

実 績：500セット（配布数）

また、上記のほか、市内各高校等においても配布した。

2 事業実施効果等について

- 今後、サイトアクセス件数等の提供を受け、市内における利用状況を把握する。
- 利用者の声を反映するため、アンケート等の実施も検討する。



当日配布したティッシュ（↑）とパンフレット（↓）

キャンペーン当日の様子（→）

